

裁 決 書

審査請求人

奈良県桜井市 ●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●

代 理 人

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●

処 分 庁

桜井市長 松井 正剛

審査請求人 ●●●●●●●● 代理人 ●●●●●●●●が令和元年 10 月 15 日に提起した処分庁による平成 31 年度(平成 30 年度分)市県民税変更(決定)通知書に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 令和元年 9 月 27 日、処分庁は審査請求人に申告義務のある未申告の所得(以下「未申告所得」という。)が判明したため、平成 31 年度市民税・県民税の申告についての案内文書(以下「案内文書」という。)を審査請求人に送付した。
- 2 令和元年 10 月 3 日、審査請求人は「案内文書」に記載された所得を証明するものとして、平成 29 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(以下「支払調書」という。)を持参し手続きを行った。
- 3 処分庁は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)及び桜井市税条例(昭和 31 年桜井市条例第 13 号。以下「条例」という。)に基づき平成 31 年度

(平成 30 年度分)市民税・県民税の賦課処分(以下「本件処分」という。)を行い、令和元年 10 月 8 日付けで「平成 31 年度(平成 30 年度分)市県民税税額変更(決定)通知書」及び「平成 31 年度(平成 30 年度分)市民税・県民税納税通知書」を審査請求人に送付した。

- 4 令和元年 10 月 15 日、審査請求人は、本件処分を不服として、桜井市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 処分庁は法及び条例に基づき、本件処分を行ったこと自体は適正としているが、審査請求人は本件処分に審査請求しているのではなく、それ自体は何ら関係ないことであり、審査請求理由は、日本国憲法(以下「憲法」という。)第 15 条、地方公務員法第 30 条及び第 33 条並びに刑法第 159 条及び第 161 条違反である。
- (2) 本件処分に係る案内文書に、不明点等は担当者へ連絡する旨の記載があり、内容確認のため税務課の窓口を訪れたが、税務課職員(以下「職員」という。)は申告について何ら説明なく、審査請求人が内容を理解していないにもかかわらず書面に署名押印を求めたが、審査請求人は処分庁から届いた申告についての案内文書の内容について、「確認」のため来庁したのであり、「申告」の事実はない。
- (3) 平成 30 年度市民税・県民税申告書(以下「申告書」という。)に所得金額を記載する際、記載欄を間違っていたようであるが、職員は審査請求人に確認することもなく、矢印で訂正をした行為は、刑法第 159 条及び同法第 161 条の私文書偽造及び偽造私文書行使に当たる。
- (4) 申告書の筆跡が審査請求人のものであることを証明するため、処分庁が証拠として提出した課税・非課税証明書交付申請書は、証明書交付事務を行うために得た審査請求人の個人情報であり、筆跡照合のために取得したものではないことから、目的外利用にあたり、桜井市個人情報保護条例(平成 13 年桜井市条例第 17 号。以下「保護条例」という。)第 9 条の 2 に違反する。
- (5) 職員が当該所得について、経費の確認を行ったとしているが、何ら確認はなかったうえ、申告後に本件処分が行われる旨の説明も一切なく、職員は市民に対し適切な説明を行う義務があるにも関わらず、それを怠り本件処分をしたことは、憲法第 15 条及び地方公務員法第 30 条並びに同法第 33 条に違反する。
- (6) 本件処分を違法として審査請求をしているにも関わらず、市税の徴収金の徴

収は停止されず、本来ならば紛争中は執行を停止する等の措置を講じるべきであるのに、これを怠ったことは憲法第 16 条に違反する。

- (7) 審理員意見書において、「審査請求人に具体的な不利益等があったとまではいえない」としているが、審査請求を行わなければならなくなった機会損失及び精神的苦痛や権利義務の侵害行為などは不利益である。

2 処分庁の主張

審査請求人に未申告所得が判明したため、案内文書を送付したところ、審査請求人より未申告所得の支払調書の提示があったので、申告書に必要事項を記入いただき、それに基づき本件処分を行った。

審査請求人は、「何の説明もなく署名押印した申告書に基づく本件処分は違法であり、申告した事実もない。」と主張するが、案内文書を見て来庁し、支払調書を提示し、経費の有無について回答していることから、審査請求人は申告のために来庁したことは明らかである。また、申告書の申告金額の記入についても、審査請求人の筆跡であると判断できる。

未申告所得は、地方税法第 315 条の規定により、市独自の調査に基づいて所得算定ができることから、納税義務者からの申告が無い場合であっても賦課処分が可能となっているが、支払調書は課税に有効な資料であり、経費の確認を行うことで正確な賦課処分ができる。また、納税義務者への周知と理解を求める観点から、申告期間を一定期間設定し、納税義務者本人からの申告を求めるものである。本来ならば平成 29 年中の所得は、平成 30 年 3 月 15 日までに申告しなければならないが、当該未申告所得は、税務署の法定調書資料から判明した所得であり、法第 315 条の規定により、納税義務者からの申告が無い場合であっても賦課処分ができることから、本件処分は、法及び条例に基づき適法に行われたものであると主張している。

理 由

1 本件処分に係る法令等の規定について

- (1) 法第 45 条の 2 は、納税義務者は、3 月 15 日までに個人の県民税の申告書を市長に提出しなければならないとしている。
- (2) 法第 315 条第 2 号は、市町村は、その者が申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては自ら調査し、その調査に基づいて算定するとしている。
- (3) 法第 317 条の 2 第 1 項及び条例第 36 条の 2 第 1 項は、納税義務者は、3 月

15 日までに市民税の申告書を市長に提出しなければならぬとしている。

- (4) 条例第 36 条の 4 第 1 項は、市民税の納税義務者が提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科するとしている。
- (5) 法第 19 条の 7 第 1 項は、審査請求は、その目的となった処分に係る地方団体の徴収金の賦課又は徴収の続行を妨げないとしている。

2 本件処分の違法性及び不当性について

- (1) 審査請求人は法及び条例に基づき賦課処分を行ったこと自体に審査請求をしておらず、憲法、地方公務員法、刑法、保護条例等の違法行為により作成された通知書の無効(取消)を求めているとしているが、行政不服審査法における審査は、処分庁によってなされた処分が法令や条例の正しい解釈に基づき適正に行われたかのみを審査するものである。処分の違法性そのものについてが争点でない場合、審査請求人の当該主張は行政不服審査法における審査の対象外で、不適法却下の手続きとなるところであるが、審査請求人が主張する違法行為により行われた本件処分が無効であると解釈して判断する。
- (2) 税務署の法定調書資料により審査請求人に平成 29 年中の未申告所得が判明したことから、処分庁は、審査請求人に対し申告について案内文書を送付し、審査請求人自らが来庁し、持参した支払調書を課税資料として、関係法令に基づき本件処分を行っており、その手続き上、何ら違法な点は認められない。
なお、法第 315 条において、市自らの調査に基づいて所得を算定できることから、審査請求人からの申告がない場合であっても賦課処分は可能であることから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。
- (3) 審査請求人は所得に対する経費の有無の確認がなく、経費を考慮すれば課税対象外となり得る所得であると主張しているが、処分庁による弁明書(桜税発●●号。)において、審査請求人が 10 月 3 日に来庁した際、処分庁において経費の確認を行ったが、「無い」との回答があったとし、審査請求人が記載した収入金額に基づき賦課処分されており、何ら違法な点は認められない。
- (4) 審査請求人が本件処分の違法性の根拠として主張している地方公務員法第 30 条及び第 33 条は、公務員の基本的な責務について定めるものであり、本件処分には何ら影響を及ぼさない。
- (5) 職員が、申告書の金額欄の誤りを審査請求人に説明もなく、矢印で訂正したことが、刑法第 159 条及び第 161 条に違反すると主張しているが、提出された申告書にこのような軽微な追記を行うことは、職員の権限内の行為であり、審査請求人が、雑所得を公的年金等の欄に記入していたが、審査請求人が提出した

支払調書からは、その他の欄に記入すべき所得であることが明らかであったことから、職員が正しい記載位置を矢印で記入したものであり、この行為に違法な点は認められない。

- (6) 審査請求人は、申告書の筆跡が審査請求人のものであることを証明するために、処分庁が、課税・非課税証明書の交付事務を行うために取得した申請書の個人情報を使用したことは、保護条例第9条の2に違反すると主張しているが、本条文は特定個人情報の利用の制限について述べたものであり、本件にはあてはまらない。審査請求人が、申告書に署名押印の事実はあるが、金額は記入していないと主張したことから、処分庁が審査請求人によって金額が記載されたことを立証するために、申請書を証拠書類として提出するに至った。

個人情報の目的外利用は原則禁止されているが、申請書は処分庁が申告の筆跡を証明するために審理員に提出された証拠書類で、保護条例第9条第1項ただし書きにおける第5号の例外規定により、個人情報を同一実施機関へ提供する場合であって、当該個人情報を提供することに相当の理由があり、かつ、提供しなければ当該事務の目的の達成又は円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときはこの限りでないとしていることから、何ら違法な点は認められない。

- (7) 審査請求中は市税にかかる徴収金の執行を停止すべきであるにも関わらず、それが執行されたことを不服としているが、行政不服審査法第25条第1項において、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続きの続行を妨げない。」とある。これは、執行不停止を原則とすることを明らかにするものであり、審査請求がされた場合でも、処分はなお効力を有し、処分庁は、本件処分を実現させる措置をとることができるものであり、何ら違法な点は認められない。
- (8) 審理員意見書において、「審査請求人に具体的な不利益があったとまでは言えない」との主張については、行政不服審査法は、処分庁の違法又は不当な「処分」により侵害された自己の権利利益の救済を図るものであり、本件賦課処分については、違法又は不当な点は認められないため、審査請求人が主張する不利益は、「処分」による審査請求人への具体的な不利益とまでは言えない。
- (9) 処分庁の行為が憲法に違反するかどうかについては、違法な点は認められない。

3 上記以外の違法性又は不当性について

市として適正な事務を行い、説明責任を全うすることは、税の公平公正な賦課徴収及びこれに対する信頼確保のために不可欠であり、職員もこのことについて厳重注意を受け、猛省しているところである。

ただし、そのことによって、算定された税額が当然に違法となることはなく、本件処分に影響を及ぼすものではないから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、主文のおり裁決する。

令和 2 年 3 月 18 日

審 査 庁

桜井市長 松井 正剛

(教 示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、桜井市を被告として(訴訟において桜井市を代表する者は桜井市長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした本件処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、桜井市を被告として(訴訟において桜井市を代表する者は桜井市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。